



個人情報保護に関する法律施行条例【仮称】（案）について

1 制定の趣旨

令和3年5月に個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体及び地方独立行政法人にも法が適用されることになりました。

2 松本広域連合の対応

今後は、個人情報の取扱いに関して、全国一律のルールを適用するために、現行の松本広域連合個人情報保護条例（平成31年松本広域連合条例第2号。以下「現行条例」という。）を廃止し、法で委任された事項を定めた「個人情報保護に関する法律施行条例【仮称】（以下「施行条例」という。）」の制定を予定しています。

3 施行条例の主な規程内容

(1) 開示請求に係る手数料

法では、開示請求者は条例で定める手数料を納めなければならないとされていますが、施行条例において、現行条例と同様に、開示請求に係る手数料は徴収せず、公文書の写し等の交付を受ける者に対して、当該写し等の作成及び送付に要する費用の負担(実費負担)を求めることを規定します。

(2) 行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料

法では、行政機関等匿名加工情報の利用の契約を締結する者は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数を納めなければならないとされています。

注釈

行政機関等匿名加工情報について

(1) 行政機関等匿名加工情報とは

法の適用に伴い新たに導入される制度で、特定の個人を識別することができないよう加工し、かつ、復元できないように作成した情報をいいます。

(2) 手数料について

施行条例において、*政令で定める額(国と同額)を手数料の額として規定します。

※ 国の行政機関等匿名加工情報の利用契約に係る手数料の額

(1) 提案審査を行う場合の利用契約

21,000円+作成に要する時間1時間当たり3,950円+作成委託した場合の委託料

(2) 既作成の行政機関等匿名加工情報を利用する場合の利用契約

12,600円

4 現行の松本広域連合個人情報保護条例との変更点

(1) 保有個人情報開示請求から開示決定までの期限

現行では保有個人情報開示請求から開示決定等まで15日間、特別な場合に延長を最大で15日間、合計30日間としています。

法施行後は保有個人情報開示請求から開示決定等まで30日間、諾否期間延長を最大で30日間、合計60日間となります。

(2) 個人情報ファイル簿の新設

法では、地方公共団体の実施機関がどのような個人情報を取り扱っているか公表する個人情報ファイル簿を作成し、公表することが可能であると定めています。これに伴い、現行では同様の役割のある個人情報取扱事務登録簿がありますが、廃止することとします。

(3) 行政機関等匿名加工情報導入

行政機関等匿名加工情報の作成ができることとなります。

◆条例制定のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施
【令和4年11月21日～12月20日】
- (2) パブリックコメントの意見集約、条例案の作成
【令和4年11月～令和5年1月】
- (3) 議会への提案【令和5年2月】
- (4) 条例施行【令和5年4月】



5 その他、情報公開・個人情報保護審査会について

施行条例の制定に伴い、松本広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成31年松本広域連合条例第2号)について必要な改正を行います。